

# 日本データベース学会 dbjapan 運用規程

平成 18 年 3 月 16 日制定  
平成 22 年 9 月 16 日改訂  
2011 年 11 月 22 日改訂

## 第1条 dbjapan とは何か

[dbjapan@dbsj.org](mailto:dbjapan@dbsj.org) (以後, dbjapan) は日本データベース学会 (以後, 本会) が運用するメーリングリスト(ML)であり, 本会の会員相互の情報交換を目的とする.

## 第2条 運用

dbjapan は本会電子広報委員会がその運用にあたる.

## 第3条 登録資格

本会の正会員および学生会員は, 入会と同時に自動的に dbjapan に登録される(本会会員規程第 7 条). 維持会員については口数分の配信アドレスの登録が可能である(本会会員規程第 8 条). アドレスの変更等は本会ホームページ(<http://www.dbsj.org/>, HP)の会員情報変更ページから行う.

## 第4条 利用方法

### (1) 送信

メール送信は本会に会員が登録したアドレスからに限られる. 登録アドレスから dbjapan 宛にメールを投稿すると, dbjapan の登録者全員にメールが送信される. 上記登録アドレス以外からのメールは, モデレータ(本会電子広報委員会)の判断で送信するか否かが決められる.

### (2) メールログ

dbjapan に流れたメールは本会 HP の ML アーカイブページにメールログとして掲載される. ただし, メールログ中のメールは, その掲載にあたり, 理事会の判断で, あるいはメール投稿者本人の申し出により, 削

除されることがある。掲載されたメールログはオープンで誰もが閲覧することができる。ただしスパムメール防止のためにメールログ中のメール上のメールアドレスはすべて隠蔽される。そこに掲載された会議情報等は、別途本会 HP のイベント情報欄ページで再利用されることがある。

## 第 5 条 投稿内容

- (1) わが国のデータベースコミュニティに資する内容が望ましい。
- (2) 企業のダイレクトメールなどの商用目的のメールは投稿してはならない。ただし宣伝目的でない製品の紹介や利用事例等は許されるが、事前に投稿内容を本会電子広報委員会 ([dbsj-request@dbsj.org](mailto:dbsj-request@dbsj.org)) に示して、承認を得なければならない。
- (3) 個人や組織の誹謗中傷、プライバシーの侵害、著作権の侵害、公序良俗に反する行為の助長等、第三者に不利益を与えたり、ネットワーク上のエチケットに反するメールを投稿してはならない。
- (4) 輸出入および再輸出入禁止に関する法令あるいは規制に抵触する情報技術やシステム技術を投稿してはならない。法令遵守は投稿者の最終的義務であると認識すること。
- (5) 上記 **dbjapan** の趣旨に反するメールが投稿されたのではないかと、本会会員から指摘があった場合、本会電子広報委員会は調査をして、その結果を本会理事会に報告しなければならない。本会理事会はその報告をうけて、審議し適切に対応する。このとき、そのメールが、本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為と認められるならば、そのメールを投稿した会員を除名することができる(本会定款第 13 条第 2 項)。
- (6) 投稿者は投稿内容が上記趣旨に合致するかどうかを、事前に本会電子広報委員会 ([dbsj-request@dbsj.org](mailto:dbsj-request@dbsj.org)) に問合せすることができる。
- (7) 過去ログではメールアドレスが隠蔽されるので、会議情報等の問合せ先等は URL の形で書くことが望ましい。
- (8) メール の 円滑な受信のために、添付ファイルの大きさには上限が設定されているので、投稿にあたり留意すること。

## 第 6 条 メール不達の処理

dbjapan からのメールが 3 ヶ月連続して不達の場合、本会 HP に、不達である会員の氏名とその掲載日を掲載する。この掲載を始めて半年間を経過しても、なお連絡がなかった場合、本会定款第 11 条第 2 項に準じて会員資格を喪失する(本会会員規程第 14 条)。

## 第7条 マナー

- (1) メールには半角カナ，機種に依存した記号や漢字コードは，使用しないこと．
- (2) 題名(Subject)は，メールの内容がわかるような適当なものにすること．和文，英文を問わない．
- (3) 前のメールなどの引用は必要最小限にし，不要な引用はなるべく避けること．
- (4) 添付ファイルにはウィルスがないことを確認してから送付すること．

## 第8条 規程の改廃

本規程の改廃は，本会理事会の承認を得るものとする．